

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和 7 年 5 月 2 0 日（令和 7 年（行個）諮問第 1 2 7 号）

答申日：令和 7 年 1 0 月 3 日（令和 7 年度（行個）答申第 9 9 号）

事件名：本人に係る所得税等の税務調査において作成された調査手続チェックシート等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる 3 文書（以下、順に「本件文書 1」ないし「本件文書 3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76 条 1 項の規定に基づく開示請求に対し、令和 7 年 1 月 3 0 日付け特定記号第 1 2 号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、保有個人情報の開示がなされていないため、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

資料の半分以上が黒塗りのため用をなさない。

（2）意見書

ア 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（本件不開示文書及び不開示部分については国税庁理由説明書を引用します）

（ア）国税庁は本件不開示部分 1 について、処分庁から提示を受けた本件文書 1 を確認したところ、本件不開示部分 1 には、審査請求人に対する税務調査に関して実施された反面調査における調査先や調査に着手した日付のほか反面調査を要する理由やその手続に関する情報が詳細に記載されていると認められる。

これらはいわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、これらを開示した場合、国税当局が、どのような視点で税務調査を行い、調査資料等を収集していくかなど、税務調査の着眼

点や具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策が講じられたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能になるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められると主張しています。

しかしながら、本件において情報を開示している大部分は、処分庁と審査請求人とのやりとりに限定されており、その余の部分が開示をされていません。確かに反面調査における調査先に関する事項については守秘義務の関係上開示できないとの結論には同意できますが、その余の部分についてすべてを非開示とする理由は見当たりません。

我が国は申告納税制度を採用しており、申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要ですが、そのためには、税務当局が納税者を援助し、指導することが必要であり、税務当局は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならないはずです。

その意味で言えば税務調査においては、事実関係を正しく把握し、申告の誤りを是正することに努めるのはもちろんですが、それにとどまることなく、調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたる適正な申告と納税を続けるように指導していくことに努めなければなりません。

調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるのは明白です。

国税庁の回答は申告納税制度の趣旨を十分に理解せぬまま、納税者は不正を行うという前提に立っており、その不正を税務調査によって正すべきであるともいえます。

情報公開は、国民が行政機関の活動を理解し、参加するために不可欠であり、行政の透明性を高め、国民の「知る権利」を保障し、行政の信頼性を向上させる役割を果たしています。

国民の三大義務である「納税の義務」を申告納税制度によって維持するためには、情報は原則公開すべきであり、非開示は例外であるとの立場で検討すべきです。

(イ) 国税庁は本件不開示部分 2 について、処分庁から提示を受けた本

件文書 2 を確認したところ、本件不開示部分は、審査請求人に対する税務調査の過程において、調査担当と情報やそれに基づき検討した具体的内容などが詳細に記載されると認められる。（非開示の理由は前記（ア）同様と主張しています）

（ウ）国税庁は本件不開示部分 3 について、本件不開示部分 3 には、調査時における納税義務者等との応接状況などの調査経過や確認した内容、調査における検討状況及び上司の確認事項などの情報が詳細に記載されているものと認められる。

（イ）及び（ウ）についても（ア）での回答を踏襲します。

イ 結論

世界的に進むデジタル化の中で、情報公開の流れは必須です。国税庁は様々な理由を設け不開示を正当化するのではなく、取引先の守秘義務を侵害しない限り全面的に開示を行うべきです。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法 7 6 条 1 項に基づき審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、令和 7 年 1 月 3 0 日付け特定記号第 1 2 号により処分庁が行った一部開示決定（原処分）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、別表の項番 1 ないし項番 3 の不開示とした部分（以下、順に「本件不開示部分 1」、「本件不開示部分 2」及び「本件不開示部分 3」といい、併せて「本件不開示部分」という。）について、法 7 8 条 1 項 7 号ハの不開示情報に該当するとして、法 8 2 条 1 項の規定に基づき一部開示決定を行っているところ、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）法令の規定について

法 7 8 条 1 項 7 号ハは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあるものについては、不開示情報とする旨を規定している。

（2）本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分 1 について

処分庁から提示を受けた本件文書 1 を確認したところ、本件不開示部分 1 には、審査請求人に対する税務調査に関して実施された反面調査における調査先や調査に着手した日付のほか反面調査を要する理由やその手続に関する情報が詳細に記載されていると認められる。

これらはいわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、これらを開示した場合、国税当局が、どのような視点で税務調査を行い、調査資料等を収集していくかなど、税務調査の着眼点や具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策が講じられたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能になるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分 1 は法 7 8 条 1 項 7 号ハの不開示情報に該当すると認められる。

イ 本件不開示部分 2 について

処分庁から提示を受けた本件文書 2 を確認したところ、本件不開示部分 2 には、審査請求人に対する税務調査の過程において、調査担当者が収集した情報やそれに基づき検討した具体的内容などが詳細に記載されていると認められる。

これらは、本件不開示部分 1 と同様にいわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、これらを開示した場合、国税当局が、どのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集していくかなど、税務調査の着眼点や具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策が講じられたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能になるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分 2 は法 7 8 条 1 項 7 号ハの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 本件不開示部分 3 について

処分庁から提示を受けた本件文書 3 を確認したところ、本件不開示部分 3 には、調査時における納税義務者等との応接状況などの調査経過や確認した内容、調査における検討状況及び上司の確認事項などの情報が詳細に記載されているものと認められる。

これらは、本件不開示部分 1 及び 2 と同様にいわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、これらを開示した場合、

国税当局が、どのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集していくかなど、税務調査の着眼点や具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策が講じられたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能になるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分3は、法78条1項7号ハの不開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、本件不開示部分は法78条1項7号ハの不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和7年5月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年7月4日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 同年9月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法78条1項7号ハに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分1には、反面調査を要する理由、反面調査を実施するための手続に関する事項及び反面調査先の氏名又は名称の情報等が具体的に記載されていることが認められる。
- (2) 本件不開示部分2には、国税当局が反面調査先に対して質問し、又は回答を受けた事項等のうち審査請求人への調査に関して重要と認められる事項や、反面調査先から収集した資料及びそれらを基に検討した結果等の統括官等に報告すべき事項が具体的に記載されていることが認められる。
- (3) 本件不開示部分3には、反面調査を行った年月日、反面調査先の氏名

又は名称、反面調査先に関する情報及び反面調査先への調査事項やその応接状況等並びに統括官等の指示事項等が、時系列に従って具体的に記載されていることが認められる。

- (4) 本件不開示部分には、上記(1)ないし(3)のとおり、審査請求人に対する税務調査における、いわゆる反面調査に関する事項が記載されているところ、これを開示すれば、審査請求人が、自らの事業に対する国税当局の具体的関心事項や認識の程度などを推測することができ、これを通じて、国税当局がどのような視点や順序で税務調査を行い、調査資料を収集していくかなど、税務調査の着眼点や具体的な調査方法が明らかになり、その結果、今後の税務調査に対して把握が必要な事実を隠蔽するなどの不正な対策が講じられたり、税務計算上の不正な手口の巧妙化が図られたりするなどのおそれがある。

そうすると、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法78条1項7号ハの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号ハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ハに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件文書）

平成30年分から令和3年分所得税等調査において特定年月日以降に作成された

- 1 調査手続チェックシート
- 2 調査報告書
- 3 調査経過記録書

別表

通番	行政文書名	不開示とした部分		該当条文
1	調査手続チェックシート	1 枚目及び2 枚目	「反面先の氏名又は名称」欄の一部及び「手続の履行状況」欄の一部	法 7 8 条 1 項 7 号 ハ
2	調査報告書	令和 6 年 6 月 1 4 日 付 け 作 成 分	1 枚目及び2 枚目	
			3 枚目ないし 6 2 枚目	
			6 4 枚目及び 6 5 枚目	
			7 1 枚目ないし 7 5 枚目及び 7 9 枚目ないし 8 2 枚目	
			8 7 枚目ないし 1 0 0 枚目	
			1 0 1 枚目ないし 1 1 7 枚目	
			1 1 8 枚目ないし 1 3 1 枚目	

		令和 6 年 7 月 3 日 付け作成 分	1 枚目な いし 3 枚 目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文
		令和 6 年 7 月 4 日 付け作成 分	1 枚目な いし 8 枚 目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文
		令和 6 年 7 月 5 日 付け作成 分	1 枚目、 2 枚目及 び 5 枚目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文
		令和 6 年 7 月 8 日 付け作成 分	1 枚目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文
		令和 6 年 7 月 9 日 付け作成 分	1 枚目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文
			2 枚目	「別添 1」の文言 以外全て
		令和 6 年 7 月 1 2 日付け作 成分	1 枚目な いし 3 枚 目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本

				文	
			4 枚目ないし 16 枚目	「別添 1」ないし「別添 8」の文言以外全て	
		令和 6 年 7 月 16 日付け作成成分	1 枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
		令和 6 年 7 月 17 日付け作成成分	1 枚目及び 2 枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			3 枚目ないし 7 枚目	「別添 1」及び「別添 2」の文言以外全て	
		令和 6 年 7 月 24 日付け作成成分	1 枚目ないし 3 枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			4 枚目ないし 46 枚目	「別紙 1」ないし「別紙 17」の文言以外全て	
		令和 6 年 7 月 29 日付け作成成分	1 枚目及び 2 枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			3 枚目ないし 18 枚目	「別紙 1」ないし「別紙 9」の文言以外全て	
		令和 6 年 7 月 31	1 枚目	「調査年月日」欄、「用務先」	

		日付け作成成分		欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			2枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
		令和6年8月13日付け作成成分	1枚目及び2枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			3枚目ないし9枚目	「別紙1」ないし「別紙5」の文言以外全て	
		令和6年8月22日付け作成成分	2枚目及び3枚目	表の全て	
		令和6年9月24日付け作成成分	1枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			2枚目ないし45枚目	「別紙」の文言以外全て	
		令和6年9月26日付け作成成分	1枚目ないし4枚目及び25枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			5枚目ないし	「別紙1」ないし	

			いし 2 4 枚目	「別紙 2－1 8」 の文言以外全て	
			2 6 枚目 ないし 3 7 枚目	「別紙 1」ないし 「別紙 3」の文言 以外全て	
		令 和 6 年 1 0 月 2 日 付 け 作 成 分	1 枚目な いし 3 枚 目及び 7 枚目	本文の一部	
			4 枚目、 5 枚目及 び 1 0 枚 目ないし 1 9 枚目	表の一部	
			8 枚目及 び 9 枚目	表の全部	
		令 和 6 年 1 0 月 3 日 付 け 作 成 分	1 枚目及 び 2 枚目	「調 査 年 月 日」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文	
			3 枚目な いし 6 枚 目	「別添 1」の文言 以外全て	
		令 和 6 年 1 0 月 1 6 日 付 け 作 成 分	1 枚目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告 事項】」欄及び本 文	
			2 枚目及 び 3 枚目	「別紙 1－1」及 び「別紙 1－2」 の文言以外全て	
		令 和 6 年 1 0 月 1 7 日 付 け 作 成 分	1 枚目及 び 5 枚目	「調 査 年 月 日」 欄、「用 務 先」 欄、「調 査 対 象 者」欄、「【報告	

				事項】」欄及び本文	
			2枚目ないし4枚目	「別紙1」ないし「別紙2-2」の文言以外全て	
			6枚目	「別紙」の文言以外全て	
			7枚目及び8枚目	「【報告事項】」欄及び本文	
			9枚目ないし26枚目	「別紙1」及び「別紙2」の文言以外全て	
		令和6年10月23日付け作成分	1枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
		令和6年10月25日付け作成分	1枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			2枚目	「別紙1」の文言以外全て	
			5枚目ないし7枚目	「別紙」の文言以外全て	
			3枚目及び4枚目	「【報告事項】」欄及び本文	
		令和6年11月1日付け作成分	1枚目及び2枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	

			3枚目ないし5枚目	「別紙1」及び「別紙2」の文言以外全て	
		令和6年11月8日付け作成分	1枚目、2枚目及び6枚目ないし8枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			3枚目ないし5枚目	「別紙1」の文言以外全て	
			9枚目ないし13枚目	「別紙1」ないし「別紙3」の文言以外全て	
		令和6年11月11日付け作成分	1枚目及び2枚目	「【報告事項】」欄及び本文	
			3枚目ないし7枚目	「別紙1」ないし「別紙3」の文言以外全て	
		令和6年11月20日付け作成分	1枚目ないし4枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「調査対象者」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			5枚目ないし25枚目	「別紙1」ないし「別紙17」の文言以外全て	
		令和6年11月27日付け作成分	1枚目及び2枚目	「調査年月日」欄、「用務先」欄、「【報告事項】」欄及び本文	
			3枚目ないし8枚目	「別紙1」及び「別紙2」の文言以外全て	
		令和6年	1枚目	「調査年月日」	

		1 1 月 2 9 日 付 け 作 成 分		欄、「用務先」 欄、「【報告事 項】」欄及び本文	
			2 枚 目 及 び 3 枚 目	「別紙 1」及び 「別紙 2」の文言 以外全て	
		令 和 6 年 1 2 月 6 日 付 け 作 成 分	3 枚 目	本文の一部	
			4 枚 目 な い し 5 4 枚 目	「請求書等記載内 容」欄の一部、 「決済状況」欄の 一部、「必要経費 性判定」欄の一部 及びフッターの一 部	
3	調査経過記 録書	1 枚 目 な い し 5 3 枚 目		「指示事項等」欄	
		3 枚 目 な い し 1 6 枚 目、1 8 枚 目 な い し 2 1 枚 目、2 4 枚 目 な い し 3 1 枚 目、3 3 枚 目 な い し 3 8 枚 目 及 び 4 0 枚 目 な い し 4 9 枚 目		「復命事項」欄の 一部	